

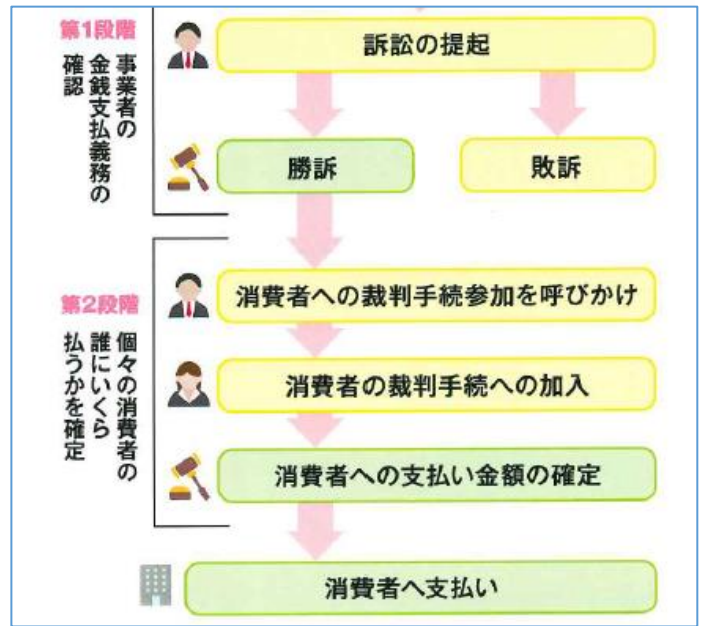
なくす会ニュースレター

〒330-0064
 さいたま市浦和区岸町 7-11-5
 Tel048-844-8972 Fax048-829-7444
nakusukai.01@saitama-k.com
<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

被害回復 (株)ZERUTA 被害回復訴訟 =返金手続きが終了しました=

給料ファクタリング事業者(株)ZERUTA (屋号：七福神) に対し賃金債権の引き渡しとして支払った金額の返金を求めた被害回復訴訟について、第2段階の手続きを進めていました。

2022年2月3日、債権が確定した方々23名への分配金の振り込みを行いました。現時点でこれ以上の回収見込みがないことから、分配金の振り込み業務が終了したことをもって、授権に参加いただいた方々との契約を終了いたします。



確定した債権額：20,457,139円 (遅延損害金、申立団体に支払う費用相当の損害賠償請求権含む)
 回収額：1,937,320円 (本執行による払戻し金)

被害回復手続きの概要

差止請求 申入れ活動を行っている事案について (2022年3月10日現在)

事業者	概要
ツインガーデン(株)	(ダイエットサプリ定期購入トラブル) ⇒表示の修正を求めた再申入書を送付後、概ね表示が改善されたことを確認できたため、申入れ活動を終了しました。

その他、プラットフォーム事業者、病院アメニティ取扱い事業者、ペット販売事業者に向け、申入書を送付しています。回答を受領後、当会ホームページにアップいたします。

当会では、消費者契約法第27条に基づき、申入書、差止請求書を送付した事業者については、当会からの書面及び、事業者からの回答を当会ホームページに公開しております。



＝活動委員会とは？＝

- ❖ なくす会の活動委員会は、会員団体からの推薦と一般公募の消費者によって構成する委員会です。消費者にとってわかりにくい表示、改善してほしいと思われる事柄について、自主的に調査し事業者に要望する活動や、消費者問題の学習などを行なっています。
- ❖ 2021年度は、団体推薦6名（6団体）、一般公募19名、計25名で活動しています。
- ❖ 主な活動は「広告表示改善要望活動」と調査活動「アンケート・めやすばこ」の実施です。その他、各年度頃にテーマを設定しており、2021年度は「製品リコール」「キャッシュレス決済」「成年年齢引下げ」についての情報収集と学習を行いました。

＝広告表示改善要望活動について＝

- ❖ インターネット広告、テレビCM、新聞広告などの“わかりにくい表示”“購入を急がせる表示”だと思われるものを持ち寄り、活動委員会で話し合いながら、表示などについて改善要望を行っています。要望を受け、事業者から面談を申し込まれることもあります。
- ❖ 景品表示法や特定商取引法に違反する可能性のある広告表示については、検討委員会に情報提供しています。検討委員会から、活動委員会に対し意見を求められることもあります。
- ❖ 今年度行っている広告表示改善要望活動の概要は以下の通りです。



事業者	問合せや改善要望の内容	結果
《新聞広告》 白髪染め 【継続中】	2022年2月、「誰でも1回で白髪が染まる」かのような表記の改善、「永久染毛剤」が分類名である旨などの注釈の掲載場所及び文字の大きさの変更を要望しました。	注釈の掲載場所及び文字の大きさを変更する旨の回答を受領しました。
	業界団体に対し、分類名に関する問合せを行いました。	回答を準備している旨、連絡をいただきました。
《全般》 No.1 調査 【継続中】	2022年2月、「No.1表示」の調査方法などについて問合せを行いました。	回答を受領しましたが、十分ではない箇所があったため、再度問合せを行いました。
	業界団体に活動委員会の問題意識を連絡、理事長及び事務局が参加し、面談を実施しました。	業界団体の方に活動委員会への参加を依頼、今後意見交換を実施する予定です。

＝アンケート・めやすばこについて＝

- ❖ 活動委員会で毎年テーマを設定、調査用紙を作成しています。内部学習会を開催したり、消費者力アップ学習会の内容を参考にしたりしています。
- ❖ アンケートは、回答することで啓発になるよう工夫し、結果も関係各所に送付するなど、アンケートを実施して終わりにならないようにしています。

2004年	不当・架空請求とオレオレ詐欺のトラブルの実態調査	704枚
2005年	大学生対象に架空請求やマルチ商法等の実態調査	203枚
2006年	健康食品・塾、予備校等	750枚
2007年	(賃貸借契約)55枚・(携帯電話契約)	157枚
2008年	低アルコール飲料 誤認に関する調査、 低アルコール飲料 販売店の陳列調査 携帯電話 販売店調査	
2008年	(保険/共済)95枚・(葬儀)86枚	計 181枚
2009年	通信販売編	1758枚
※ この年から、会員生協を通して、市民まつりやフェスティバルなどのイベントで配布回収を開始。飛躍的に回答数が増えました		
2011年	電話勧誘・訪問販売編	1508枚
2012年	インターネット・トラブル編	1132枚
2013年	健康食品トラブル編、携帯・スマホトラブル編	1496枚
2014年	価格表記について、自動車保険について	1596枚
2015年	機能性表示食品について	972枚
2016年	クレジットカードについて	970枚
2017年	電力・ガス自由化について	878枚
2018年	このトラブル、知ってる?知らない?	1613枚
2019年	身の回りの製品事故、キャッシュレス決済	1770枚
2020年	コロナ禍の生活の変化	365枚
※ 対面での調査活動ができなかったこと、イベントも中止になったことから、この年からGoogleフォームでのアンケートも実施。		
2021年	成年年齢引下げ、特商法改正	290枚



全国消費者フォーラムで活動委員会の活動について発表しました



2022年2月22日、令和3年度全国消費者フォーラム（主催：独立行政法人 国民生活センター）に参加、活動委員会として第2分科会にて「アンケート・めやすばこ」「広告表示改善要望活動」について報告しました。

昨年は中止となりましたが、今年度は初の試みとなるオンラインで開催されました。

今回のメインテーマは「多様な課題に挑む消費者の力 一様々な主体の協働下の取組み」で、3つの分科会に分かれて報告した後、全体会で各分科会のまとめ及びメインテーマに関する討論が行われました。当日は消費者問題にかかわる実践活動・調査研究について15団体が発表、750人を超える方がオンライン（Zoom）にて参加しました。

【なくす会が報告した主な内容】

- 1) アンケート・めやすばこについて
 - NPO法人化以降に行った「アンケート・めやすばこ」実施状況
 - アンケート調査の成果
 - 2020年度に実施した「コロナ禍の生活の変化」についての報告
- 2) 広告表示改善要望活動について
 - どのような広告について要望を行っているのか
 - 改善要望活動の事例紹介
 - 改善要望活動の成果



18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル最新10選

国民生活センター発表情報 2022年2月28日公表より引用

18歳から“大人” 18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

2022年4月から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

全国の消費生活センター等に寄せられる相談をみると、20歳代の相談件数は未成年者と比べて多く、契約金額も高額になっています。

今回、国民生活センターでは、全国の消費生活センター等に寄せられた相談やこれまでの若者関連の公表資料などから、新たに成年になる18歳・19歳の方に向けて特に気を付けてほしい消費者トラブルをまとめました。

18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選

1. 副業・情報商材やマルチなどの“もうけ話”トラブル
2. エステや美容医療などの“美容関連”トラブル
3. 健康食品や化粧品などの“定期購入”トラブル
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など“SNSきっかけ”トラブル
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの“出会い系”トラブル
6. デート商法などの“異性・恋愛関連”トラブル
7. 就活商法やオーディション商法などの“仕事関連”トラブル
8. 賃貸住宅や電力の契約など“新生活関連”トラブル
9. 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの“借金・クレカ”トラブル
10. スマホやネット回線などの“通信契約”トラブル

上記の内容は以下の記事を一部引用しました。トラブル別のアドバイスは下記サイトをお読みください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220228_1.html

事務局よりお知らせ

第19回通常総会について

日時：2022年6月21日（火）10時～

会場：埼玉会館3C会議室及びオンライン（Zoom）

議題：次号でお知らせします

※会員の皆様には書面での議決をお願いする場合があります。

※詳細は5月ニュースレター及び6月初旬にお送りする議案書でご確認ください。

令和3年度適格消費者団体連絡協議会

3月12日（土）オンラインにて開催されました。

全国の適格消費者団体22団体107人、目指す団体9団体20人、行政など16人計143人が参加しました。

大屋雄裕さん（慶応義塾大学法学部教授）による基調講演のあと、差止請求及び被害回復訴訟の判決などについて報告がありました。

消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を！

◆埼玉県消費生活支援センター（彩の国くらしプラザ内） TEL048-261-0999

◆全国共通 消費者ホットライン TEL188（いやや!）（お住まいの市町村相談窓口につながります）